



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

センター・大阪

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行 / NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

## サポセン通信 54号 目次

・サポセン総会開催 「ビジネスと人権」課題と相談活動について議論	1 ページ
・万博工事費未払いは労働提供に対する対価不払い問題	1 ページ
・2025年大阪・関西万博における工事費未払いに関する公開質問書	2 ~ 8 ページ
・サポセン労働・生活相談 面談・電話・メール ご案内	8 ページ

## 「ビジネスと人権」とサポセン相談活動 総会で議論

サポセン大阪は6月17日大阪市内で2025年度第17回総会を出席会員52人（出席29人、委任状23人）で開催した。「国連人権理事会『ビジネスと人権作業部会』も指摘するように、日本では女性、高齢者、障がい者、移住労働者、LGBTQI+などの働く人びとが人権リスクさらされ、また大企業と中小企業の職場における人権配慮環境の格差が生じている」ことの認識共有が提案され、相談事業や政策提言事業の活発化についての議論が行われた。また総会記念講演として谷合佳代子さん（大阪産業労働資料館／エル・ライブラリー館長）より「大阪社会労働運動史の編纂を終えて一歴史を未来につなぐー」と題する講演が行われた。（記念講演の概要については次号以降の通信で掲載予定）

## 万博における工事費未払いに関する公開質問書を提出

「現実に労働を提供してもその対価が支払われないという深刻な問題」が生じている。大阪関西万博の海外パビリオン（アンゴラ マルタ ドイツ セルビア ルーマニア 中国 アメリカ）の工事費未払い被害の事業者でつくる「万博工事未払い被害者の会」からの「サポートユニオン with YOUE」（大阪府茨木市）への相談と支援要請を契機としてサポセンとサポセン代表理事の在間弁護士と大阪労働者弁護団の村角弁護士、藤原弁護士が参加して被害者の救済のための活動を進めている。

工事費不払い被害者の救済のためには「元請事業者と下請事業者との民間と民間の問題」であるとする万博協会の姿勢を改めさせ、道義的社会的責任から万博協会が逃げられないことの認識を持たせる必要があるとの判断に至り、協会が掲げた「ビジネスと人権」に関する人権方針や「アンゴラ館の工事にかかる協会のガイドラインの基づく規制権限」や「建設業法の遵守確認」を協会がどのように行使したのかについての公開質問書を作成して7月15日に万博協会「持続可能性局」に提出した。



当日大阪府庁で記者会見を開催して「アンゴラ館の内装工事について万博協会が計画を承認したり『建設業の無許可業者の工事の中止を求める』権限を持っていたのに、行使しなかったことが未払いの原因である」ことを訴えた。万博協会側の回答姿勢や回答内容を踏まえてサポセン大阪は万博工事未払い被害者の救済のための活動を継続していく。

- ・次ページより事業者名をマスキングして「工事費未払いに関する公開質問書」を掲載。

2025年7月15日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
会長（代表理事） 十倉 雅和 様  
事務総長（代表理事） 石毛 博行 様

特定非営利活動法人労働と人権サポートセンター・大阪  
(大阪市北区天神橋 2-2-9 プラネット南森町 8 階)

代表理事 在間 秀和  
代表理事 丹羽 雅雄  
代表理事 小林 勝彦  
弁護士 藤原 航  
弁護士 村角 明彦

株式会社

## 「2025年大阪・関西万博」における工事費未払いに関する公開質問書

特定非営利活動法人労働と人権サポートセンター・大阪（以下「当法人」といいます）は、すべての労働者が生き生きと喜びをもって働く環境づくり、いかなる差別も許さない民主的・社会の実現に向けての政策研究や提言、相談事業を目的とする特定非営利活動法人です。

また、[REDACTED] 株式会社（以下「[REDACTED]」といいます）は、ご承知とは思いますが、アンゴラパビリオンの内装工事を 3 次下請業者から依頼を受け、4 次下請けとして、電気設備工事にとどまらず、通信、防災及び塗装までの工事の受注を受け、多くの職人らが関わることとなりました。3 次下請業者から 2025 年 2 月分の工事代金は 3 月に支払われましたが、同年 3 月分及び 4 月分の請負代金合計 4300 万円が未払いとなっています。

多くの下請業者から、「国家プロジェクトと信じてやってきた。万博工事が遅れ、（開幕に間に合わせるために）昼夜問わず働いてきたのを万博協会は把握しているはず」と聞いています。

貴協会は、下請業者への万博工事費未払い問題について、「民間同士の問題」として対応しかねるとの見解を明らかにしていますが、倒産の危機、生活の危機にある業者に対する対応としては、明らかに不誠実な対応としか言わざるを得ません。貴協会が掲げる「人権方針」にも反する対応であり、当法人及び [REDACTED] は、下請業者への万博工事費未払い問題について、様々な観点から検討いたしました。具体的には、①ビジネスと人権に関する指導原則（国連、OECD、日本政府）の問題や「人権方針」、②協会タイプX ガイドライン、③建設業法などです。

そこで判明したことは、貴協会は業者に対する規制権限があるにもかかわらず権限を行使しなかったこと（不作為）が工事費不払い問題を生んだ原因であると考え、我が国の建設業に対する国際

的信用を低下させ、建設業の健全な発達に影響を与える事態が生じていることを真摯に受け止められ、この問題が負の遺産とならないためにも、貴協会において、早急な解決（元請業者に替わり、貴協会が立替払いをするなど）を検討いただこう、今般、公開質問書を提出することとしました。貴協会において、本書面を検討の上、誠意ある回答及び回答の際には説明会を開催していただくよう本書により求めます。

## 記

### 第1 「人権方針」について

1 貴協会は、2024年4月23日、「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会人権方針」（以下「人権方針」といいます）を策定し、公表しています。

それによりますと、「人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組みを確立します。」とされています。さらに、人権方針は「『持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針』の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員（派遣社員、契約社員を含む）及び同会長以下の役員に適用します。また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤー等にも広く方針への支持を期待します。」としています。そして以下の項目では次のように記載されています。

#### 「2 人権の尊重」

- ・国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）
  - ・労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言
  - ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
  - ・OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動方針
  - ・ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言
- 等の国際規範を尊重する旨記載されています。

#### 「3 人権デュー・ディリジェンスの実施」

「国連『ビジネスと人権に関する指導原則』に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実行します。」とされています。

#### 「4 ステークホルダーとの対話」

「関連する多くのステークホルダーと継続的な対話をを行い、その意見・要望等には適切に対応する。」とされています。

#### 「6 救済」

「本方針について『適切に対応するための枠組』（グリーバンス・メカニズム）を構築する」とし、「博覧会事業によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済に取り組みます。」とされています。

以上の基本的な人権方針を前提に、貴協会は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」を定め、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた行動計画」を策定しています。

そして貴協会は、2024年8月に「ISO20121」の認証を取得したとしています。

2 「人権の尊重」は現代の国際社会において最も重要な課題であることは言うまでもありませんが、貴協会は、この度の大阪・関西万博開催に当たっても非常にこの問題を重視し、とりわけ「持続可能性」を強調して前記の方針の策定等に当たってきました。

以上の人権尊重に関する貴協会の施策については、それが抽象的な“宣言”に終わっては意味がありません。大阪・関西万博に関連して、具体的な人権侵害事案が発生した場合には、貴協会自らが定めた方針、計画等に従って、現実の救済に向けての努力がなされるべきです。

3 現在発生している問題は、万博会場のパビリオン建設において、現実に労働力を提供しながら、それに対する対価が支払われない、という状況に追い込まれた多数の人たちが存在する、という放置し得ない重大な人権侵害の事態です。

「人権方針」において挙げられている、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」においては、「主要な人権リスク類型」の当初に「賃金の不足・未払・生活賃金」が指摘されています。この点は、「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」でも「賃金、給付及び労働条件」が対処すべき重要課題とされているのは当然ですが、「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動方針」でも同様です。

「人権方針」においても、「人権デュー・ディリジェンス」は、人権における負の影響について、「調査・把握」し、「適切な手段を通じて是正し」、「その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセス」と説明されています。

貴協会も「人権方針」において最も強く依拠している国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で、重要なポイントとして強調されているのは、「サプライヤーへの働き掛け」です。つまり、「企業には、自社だけでなくサプライチェーン全体にわたって人権尊重への取組を行うことが求められている」という点です。今回発生している提供した労働に対する対価の不払い、という事態は、貴協会が直接に取引当事者として関与している場面ではないでしょう。しかし、上記国連・指導原則は、「サプライチェーン」（あるいは「バリューチェーン」）における人権侵害について、それを他人事として放置することは許されない、という点を強調しています。

4 今回の万博は、開幕以来順調に入場者が増加し、催しに対する高い評価も報道されています。しかし、伝えられるとした万博の盛況が、現実にその施設の建設に携わった多くの働く人たちに対し支払われるべき対価が支払われない、という許しがたい人権侵害に支えられていることが看過されることはなりません。しかも、現場で働いた人たちは、「開幕に間に合わせる」という“至上命令”的もと、昼夜を問わず体をなげうって働いた人たちです。この人たちの救済について等閑視することは許されないと考えます。

5 以上の趣旨で、貴協会の「人権方針」に関連して以下の点についてお尋ねします。

(1) パビリオンの建設において、最終的な請負業者への請負代金が支払われず、現実に労働を提供した人たちにその対価が支払われていない、という事実は貴協会として把握しているか。

(2) 上記事実を把握しているとして、貴協会として、同事実について調査をした事実はあるか。あれば、その調査の方法と具体的な内容、及びその調査結果を回答されたい。

(3) 上記事実に対し、何らかの救済措置を検討した事実はあるか。あればその具体的な内容を回答されたい。

(4) 「人権方針」では、「関連する多くのステークホルダーと継続的な対話」を行う、と記載されている。本件に関連して、「ステークホルダー」と「対話」の機会をもった事実はあるか。あればその具体的な内容を回答されたい。

## 第2 アンゴラパビリオンの内外装工事等における貴協会の規制権限について

### 1 パビリオンタイプXの内外装工事等実施における種々の規制権限

#### (1) ガイドラインの策定

貴協会は、2013年12月、「パビリオンタイプX（建物渡し方式）に係るガイドライン（公式参加者用）」（以下「本ガイドライン」といいます）を策定し、公表しています。

#### (2) 法遵守

それによりますと、「パビリオンの内外装工事等にあたっては、日本国の関係法令、大阪府や大阪市の条例等を遵守すること。」として、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法等が例示されています（「法遵守」3~4頁）。

#### (3) 基本設計・実施設計に対する承認権限

その上で、パビリオンタイプXは貴協会が建物を建設し、参加者（本件ではアンゴラ政府）に賃貸し、参加者が内外装工事等を行うという建付けから、参加者に内外装工事等の基本設計書および実施設計書をそれぞれ提出させ、貴協会の承認がなければ、工事許可に至らず、承認された計画に記載されたものと異なる工事が実施された場合、貴協会は、工事の中止を命令することができるとされています（「10-3 設計の承認」、64頁）。

#### (4) 工事開始に対する許可権限

工事開始にあたって、貴協会の「工事開始許可証」の交付を受けるまで、工事を開始してはならないとされています（「10-4 工事開始許可」、66頁）。そして、参加者は、内外装工事等の内容に応じた必要な許可を取得し、適正な資格要件を備えたスタッフを有する請負業者と現場監督者を指名しなければならず、これらの情報を、着工の15日前までに貴協会へ提出することとされています（「1-5 請負業者の選定」、9頁）。

#### (5) 工事遂行中の規制権限

内外装工事等の可能な時間は、8時~18時を基本とし、夜間及び休日の工事は、原則禁止であるが、やむを得ず工事を行う場合は、事前に開催者の承認を受けること等とされています（「5-2-6 内外装工事等の可能な時間」、47頁）。

また貴協会は、参加者に、施工体制表、安全衛生計画書、従業員数（予定される作業員数及びその時期）等を定めた施工計画書の作成及び提出を義務付け（「5-2 内外装工事等の施工計画書」、44頁）、「本博覧会を将来の博覧会及びその他国際イベントの範となる博覧会とするため、工事における労働安全衛生においても持続可能性に配慮する。」「作業員の健康に配慮した健全な職場環境を確保するものとする」として、「長時間労働防止」のため「全ての作業員が週休2日（4週8休）を取得できるよう施工計画及び工事工程等を検討することが望ましい」とされています（「6 労働安全衛生の確保」、54頁等）。

またすべての請負業者は、労働者災害補償保険等を工事期間中付保しなければならず（「1-6 着工時の保険付保に関する要件」、9頁）、参加者は、敷地の各出入口付近に、建設業の許可票、労働保険関係成立票等を提示した工事標識を設置し、常時明確に視認できるよ

うにすることが義務付けられています（「5-2 内外装工事等の施工計画書」、45頁）。

#### (6) 立入検査及び是正指示権限、現場監督者の解任指示権限等

貴協会は、工事現場に立ち入り、当該工事に関して検査を行うことができるとされ、立入検査により法令の違反があると認める場合は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならぬと明記されています（「10-5 立入検査」、66頁）。

また貴協会は、現場監督者による法令等の違反があると認める場合は、参加者に対し、当該現場監督者の解任を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならぬとされています（「10-1 設計者、請負業者及び現場監督者の通知」、64頁）。

#### (7) 報告の要求権限

参加者は、貴協会に対し、毎月、全体工事工程表、次月工事工程表、当月の工事状況報告、当月の工事状況写真（定点観測写真を含む）、「安全衛生管理の実施状況（延べ作業人員/延べ労働時間/事故の有無等）」、その他貴協会が求める実績報告等が記載された工事進捗報告書を提出する義務を負います（「5-7 工事進捗報告」、52頁）。

2 内外装工事等の各過程において、貴協会が様々な規制権限を有しているにもかかわらず、アンゴラパビリオンの内外装工事等では、████████株式会社、その下請け業者は、度重なる設計変更を含む突貫工事をせざるを得ず、昼夜を問わない長時間労働や、休日を取ることもままならない連続勤務等の過酷な環境下で働き続けることを余儀なくされました。これらの請負業者の「犠牲」の結果、アンゴラパビリオンは完成に至りましたが、これらの請負業者への請負代金が支払われず、公私ともに重大な「被害」が生じる事態となっています。

3 報道によりますと、貴協会は、アンゴラパビリオンの下請業者等の未払い問題について、「契約当事者ではない協会が介入するには相応の根拠が必要であることから、限界がある」として、基本的には契約当事者間の問題であるとの認識を示されたとのことです。

しかし、貴協会が、発注者であるアンゴラ政府やその請負業者・下請業者に対して、内外装工事等実施の各段階で様々な規制権限を有しており、安全衛生計画書を含めた施工計画書の提出を義務付け、かつ毎月の工事進捗報告等を受けて、工事の進捗や実施について監督をする立場である以上、本件は純然である「民民の契約問題」ではありません。貴協会が自ら本ガイドラインで策定した種々の規制権限を、貴協会がどのように行使したか、あるいは行使しなかったかが問われなければなりません。

4 以上の趣旨で、貴協会が作成した本ガイドラインに関連して以下の点についてお尋ねします。

- (1) アンゴラパビリオンの内外装工事等において、「全ての作業員が週休2日（4週8休）を取得」できていたか、作業時間が「8時～18時」までが基本で、夜間及び休日に行われた全ての工事について、貴協会による事前の承認が行われていたのか等、貴協会が把握されている全ての作業員の作業実態について、回答されたい。
- (2) 貴協会が、アンゴラパビリオンの現場監督者を誰（どの請負業者のどの担当者）と把握していたか、その現場監督者について、法令等の違反があると認める場合に該当するとして、解任指示をした、又は解任指示を検討したことがあったか、回答されたい。
- (3) アンゴラパビリオンの内外装工事等の現場において、立ち入り検査を行い、労働基準

法、労働安全衛生法等の法遵守がなされているかの確認を行った事実があるか、法令の違反があると認める場合に該当するとして、是正指示をした、又は是正指示を検討したことがあったか、回答されたい。

- (4) アンゴラ政府から毎月提出されていた工事進捗報告書には、「安全衛生管理の実施状況（延べ作業人員/延べ労働時間/事故の有無等）」が記載されますが、その内容に労働基準法、労働安全衛生法等に抵触する、あるいは抵触すると考えられる事項が含まれていなかつたか、また報告書記載の実施状況と現場の作業実態と照合しなかつたのか、回答されたい。
- (5) アンゴラパビリオンに関わったすべての請負業者が、労働者災害補償保険等を付保していることを確認したか、またアンゴラパビリオンの内外装工事の現場において、建設業の許可票、労働保険関係成立票等を提示した工事標識が常時設置されていたことを確認したか、回答されたい。

### 第3 建設業許可について

#### 1 建設業法について

- (1) 建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者でない限り、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を得なければならないとされています（建設業法3条1項本文、同法施行令1条の2第1項）。
- (2) 建設業許可の基準として、請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないことという基準があり、この基準に適合していると認めるときでなければ、建設業許可はなされません（建設業法7条本文、同条4号）。この基準は、建設工事の適正な施工を確保するためには、その営業に当たってある程度の資金を確保していくことが必要であるという趣旨により設けられたものであって、許可を受けるべき建設業者としての最低限度の経済的な水準です。
- (3) 建設業の許可制度を確保するための罰則として、建設業法3条1項に違反した場合には、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処すると規定されています（同法47条1項柱書、同条1項1号）。

#### 2 パビリオンタイプXについて

- (1) 報道によりますと、パビリオンタイプXを活用する参加者は、アンゴラ共和国を含みわざか4か国であるところ、本ガイドラインでは、パビリオンの内外装工事等にあたっては、建設業法を含む日本国の関係法令を遵守することが求められ（「はじめに」「法遵守」、3頁）、内外装工事等を行う場合は、法令により必要な許可を受けた請負業者に行わせなければならず（「10-1 設計者、請負業者及び現場監督者の通知」、64頁）、参加者は、請負業者の名称を着工の15日前までに貴協会に通知しなければならない（C-182、64頁）とされています。これらの規定から、貴協会は、請負業者の名称を把握できる立場にあります。
- (2) 国土交通省のホームページでは、建設業許可業者に係る許可の状況を常時確認することができるシステム（「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」）が存在し、大阪府のホームページでは、建設業許可業者名簿が公開されているため、建設業を行う者が建設業許可

を得ているか否かは、容易に検索又は確認することができます。

### 3 大阪府の見解

2025年6月26日、大阪府知事は、アンゴラパビリオンの建設工事において、建設業法上、無許可営業の疑いがあると判断した業者に対して、建設業法28条の規定に基づき、同日付け「弁明の機会の付与通知書」を発出したと会見しています。また、大阪府知事は、国家プロジェクトである万博の建設工事における未払い問題は、我が国の建設業に対する国際的信用を低下させるなど、建設業の健全な発達に影響を与える恐れがあると会見しています。

### 4 質問

以上を踏まえると、国家プロジェクトである万博の建設工事において、建設業者としての最低限度の経済的な水準を満たしていない建設業者が建設工事を行いましたので、建設工事の適正な施工を確保した状態で建設工事が行われず、我が国の建設業に対する国際的信用を低下させ、建設業の健全な発達に負の影響を与えたと言わざるを得ません。

- (1) 各パビリオン（タイプAも含む。）において、日本国関係法令を遵守しているか否かを確認する部署は貴協会に存在するか。存在する場合は、部署名を回答されたい。
- (2) 貴協会は万博の建設工事に関わる請負業者が建設業許可を得ているか否かを検索・確認することは容易である（パビリオンタイプXを活用する参加者は4か国であるため、検索・確認することは極めて短時間で可能です）にもかかわらず、貴協会は、建設工事前及び建設工事中に、万博工事の請負業者が建設業許可を得ているか否かを検索・確認したか、回答されたい。
- (3) アンゴラパビリオンの元請業者について、██████████ 株式会社の認識と貴協会の認識が異なる可能性があるため、貴協会が認識している元請業者の名称を回答されたい。

以上

以上について、文書にて2025年7月22日までに回答及び回答に際しての説明会の日程の確保を求めます。

#### 【回答書送付先】

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2丁目5番7号 堂島電研ビル3階  
在間秀和法律事務所 気付  
NPO労働と人権サポートセンター・大阪 代表理事 在間秀和 宛

#### 【電話問合せ先】

NPO労働と人権サポートセンター・大阪 事務局  
島野 正通（サポートユニオン withYOU）電話：072-655-5415

- ・平日12時から17時、サポセン事務所にボランティアスタッフが常駐しています。
  - ・働くことや生活に関する相談を面談、電話、メールでお受けします。
  - ・職場の悩み、まず相談を！！